

ホテル・旅館等建築物耐震化の促進

〔共通・新規〕

■ 現 状

昨年5月に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、ホテル・旅館等の大規模建築物について、耐震診断の実施及びその結果を平成27年末までに所管行政庁に報告することが義務付けられました。

現在、我が国の経済は緩やかに持ち直しつつあるが、観光立国実現を下支えしているホテル・旅館等の経営環境は、なお厳しい状況が続いており、診断結果による耐震改修には多額の費用を要するため、その過重な負担に対する重点的な支援が必要となっております。

■ 課 題

地方自治体は、地震による建築物の倒壊等被害から住民等の生命、身体、財産を守るために、建築物の耐震診断等に対する財政支援を行うこととしておりますが、耐震化の一層の促進のためには、その財源確保が不可欠となっております。



洞爺湖温泉街



■ 要 望 内 容

- 耐震診断、耐震改修に係る予算の確保、支援制度の拡充、創設。
- 必要な財政支援措置が確保されるまでは、施行期限及び耐震診断結果の公表について、所有者の実情等を十分踏まえた措置を講じること。

■ 事 業 効 果

- 不特定多数の方々が利用するホテル・旅館等の耐震化の促進が図られる。
- 宿泊施設に対する安全性と信頼性の向上が図られる。